

令和元年度 松浪地区まちぢから協議会 第2回 運営委員会 次第

日時 令和元年6月19日(水)

場所 松浪コミュニティセンター ホール1・2

1 開会(植松会長)

2 議事

(1) 松浪コミセン事務員の選考について

(2) 市民集会について

(3) 松浪コミセン開館5周年記念式典及びコミセンまつりについて

(4) まちぢから協議会連絡会HPについて

(5) その他

3 防災対策部会からの進捗報告

4 自治会長部会からの進捗報告

5 市民安全部会からの進捗報告

6 自治会館の管理運営について

7 松浪コミュニティセンター・子どもの家「なみっこ」の管理運営について

8 松浪コミカフェ管理運営について

9 松浪まちぢから協議会HPの現状報告

100分

10 会計からの報告

11 各団体からの報告・共有

(1) 松浪地区社会福祉協議会

- (2) 松浪地区民生委員児童委員協議会
- (3) 松浪地区老人クラブ連合会
- (4) 松浪地区地域包括支援センターさざなみ
- (5) 松浪地区体育振興会
- (6) 松浪地区スポーツ少年団
- (7) 汐見台小学校区青少年育成推進協議会
- (8) 緑が浜小学校区青少年育成推進協議会
- (9) 松浪小学校区青少年育成推進協議会
- (10) 汐見台小学校PTA
- (11) 緑が浜小学校PGT
- (12) 松浪小学校PTA
- (13) 松浪中学校PTA
- ~~(14) 松浪学区子ども会連合会~~
- (15) 食生活改善推進団体
- ~~(16) 環境指導員~~
- (17) 浜竹一丁目自治会
- (18) 浜竹二丁目自治会
- (19) 浜竹三丁目自治会
- (20) 浜竹四丁目自治会

(2 1) 松浪一丁目自治会

(2 2) 松浪二丁目自治会

(2 3) 富士見町自治会

(2 4) LG 富士見町自治会

(2 5) 常盤町自治会

(2 6) 緑が浜自治会

(2 7) 汐見台自治会

(2 8) 出口町自治会

(2 9) ひばりが丘自治会

(3 0) 美住町自治会

(3 1) 公募委員

20分

- 1 2 まちぢから協議会連絡会
行政からの依頼事項等について
別紙のとおり
- 1 3 スケジュールについて
別紙のとおり (総会資料事業計画等資料を参照)
- 1 4 閉会

次回運営委員会：令和元年7月17日(水)

松浪コミセン・子どもの家「なみっこ」



スタッフ募集!!



松浪コミュニティセンターは、地域の交流の場、地域活動の拠点として、会議室、調理室、和室、音楽室、フリースペースが配置され、同施設内に子どもの遊び場として子どもの家も配置されています。この度、下記内容にて事務員の募集をいたします！

業務内容

コミセン及び子どもの家における、利用者の予約受付と一般受付などの事務、各階の案内、簡単な清掃、照明、空調、ガス、戸締まりなどの安全管理等

資 格

- (1) 年齢が満20歳（男・女共）以上の方
- (2) 地域の活動やボランティア活動に理解のある方
- (3) 業務に積極的に健康で意欲のある方
- (4) 松浪地区にお住まいの方
- (5) パソコン、プリンター等の操作ができる方
- (6) 幅広い年齢層の利用者とコミュニケーションがとれる方

時 給

茅ヶ崎市臨時職員給与規定による（時給1,000円）

募集人員

若干名

勤務時間

昼間勤務 8:30～17:00（7.5時間）

夜間勤務 16:30～21:00（4.5時間）

（7月～9月は21:30まで）

※上記の時間帯、土日祝日も交代で勤務できる方

※週20時間以内でシフトを組んで勤務していただきます

勤 務 地

松浪コミュニティセンター（茅ヶ崎市常盤町2番2号）

雇用期間

雇用契約は原則1年間（更新あり、ただし最長5年以内）

勤務は令和元年7月より

休 館 日

月曜日（ただし、月曜日が休日にあたるときはその翌日以降の直近の休日以外の日）、年末年始

審査方法

●一次審査；書類選考

●二次審査；面接審査

申込方法

●市販の履歴書に応募の動機（400字以内）を添え提出ください。

●松浪コミュニティセンターに持参するか、郵送してください。

●郵送先；〒253-0032 茅ヶ崎市常盤町2番2号

松浪コミュニティセンター管理運営委員会 宛

TEL 0467-87-8855

締 切 日

令和元年6月5日（水）

松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみっこ事務員雇用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみっこの秩序を維持し円滑な運営を行うため、松浪地区まちぢから協議会（以下「協議会」という。）が雇用する事務員の雇用及び勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。

(雇用)

第2条 事務員については、次の各号のいずれの要件を備える者のうちから、協議会の会長及び副会長を含む必要な委員で構成する事務員選考委員会が小論文又は面接等により選考し、雇用する。

- (1) 採用日の年齢が満20歳以上の者
- (2) 地域の活動やボランティア活動に理解のある者
- (3) 健康で業務に積極的に寄与する意欲を有している者
- (4) 市長が告示する松浪地区内に居住する者

(雇用期間)

第3条 事務員の雇用期間は、1年とする。

2 協議会は、雇用期間内における勤務成績が良好であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、その雇用期間が引き続き5年を超えない範囲で雇用することができる。

- (1) 業務の専門性又は勤務場所の特殊性により後任者の雇用が困難な場合
- (2) その他協議会役員会が特に必要と認めた場合

(雇用手続)

第4条 事務員の雇用に関しては、被雇用者に対し協議会より雇用契約書を交付するものとする。

(解雇)

第5条 協議会は、事務員が次の各号のいずれかに該当する場合は、雇用の際に定めた雇用期間にかかわらず、これを解雇することができる。

- (1) 勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その業務に必要な適格性を欠く場合
- (4) 刑事事件に関し起訴された場合
- (5) 勤務規程に違反したと認められた場合
(賃金の支払い)

第6条 賃金等の支払い方法については、当該月の勤務日の初日から最終日までの期間の1時間あたりの金額に実働時間を乗じた額を、原則として翌月10日までに本人に支払うものとする。

(退職)

第7条 事務員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退職するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 退職を願い出て承認されたとき。
- (3) 雇用期間が終了したとき。
- (4) 年齢が満75歳に達した日の月末になったとき。

(希望退職)

第8条 事務員は、退職しようとするときは、退職する日の1月前までに退職願を提出しなければならない。ただし、特別な事情があると認めるときは、1月以内においても提出することができる。

(損害賠償)

第9条 事務員は、故意または重大な過失により、協議会あるいは茅ヶ崎市に損害を与えたときは、その損害の全部又は一部を賠償する責任を負う。

(繰り上げ雇用)

第10条 事務員の雇用で、1年未満で自己退職した場合は、公募選考時次点であった者を繰り上げ雇用とする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は協議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年5月21日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年1月18日から適用する。

松浪地区まちぢから協議会委員一次選考実施要領

1 目 的

この要領は、下記の評価基準により、各選考委員が公平性をもって客観的に応募者からの松浪地区におけるまちづくりの推進に関する意見等の評価を行い、松浪地区まちぢから協議会委員としての適格性を判断し、選考することを目的とする。

2 題 材

評価の題材は、松浪地区まちぢから協議会委員応募用紙による。

3 評価の方法

(1) 意見内容評価

1) 地域活動の推進に関する認識の度合い及び意見内容を評価項目として各選考委員が行う。

2) 評価の点数を最高5点とし、該当すると思われる点数を記入する。

| 評 価 | 点 数 |
|--------------|-----|
| ぜひ採用したい | 5 |
| 採用したい | 4 |
| 少し物足りない | 3 |
| 無理に採用する必要はない | 2 |
| 採用は控えるべきである | 1 |

(2) 点数による合否ラインの設定

応募者の評価に対する点の平均が3点未満の場合は、不採用（二次選考へ進めない）とする。

4 評価する際の視点

- (1) 題材の認識度：出題した課題の本質についての認識度を評価する。
- (2) 主義主張の有無：単に題材の説明だけでなく、課題解決へ向けた自己主張等があるか否かを評価する。
- (3) 文章能力：漢字や句読点の正確さ、主語と述語の明確性等を評価する。
- (4) 全体のまとまり：起承転結といったメリハリの有無と主題の絞り込み等を評価する。

5 選考手順

- (1) 各選考委員は、名前を伏せて配付した応募者の意見内容に対して、評価の方法（1）及び評価する際の視点（1）～（4）を考慮し、評価を行い、その結果を5点満点で採点する。
- (2) 選考委員の評価点数を合計して得点を算出する。ただし、評価の方法（2）のとおり、平均点が3点未満の場合は不採用（二次選考へ進めない）とする。

令和元年度松浪地区市民集会のご案内

- ・日時 令和元年9月14日(土) 13:30~
- ・場所 松浪コミュニティセンター
- ・主催 松浪地区まちぢから協議会



～今年もテーマ型の市民集会を行う予定です～

市民集会とは、松浪地区の地域課題について、地域の様々な団体、個人、行政が一堂に会し、意見交換を行う話し合いの場です。

従来の地域から行政に質問・要望をする場としてだけではなく、松浪地区全体に共通する特定のテーマにスポットを当て、地域・行政の取り組みについて情報共有を行い、課題解決のために「地域ができること」、「行政ができること」、「地域と行政が協働でできること」の観点で意見交換を行いたいと考えています。地域の皆さまからいただいたご意見をもとに、テーマ型の市民集会を行う予定です。

まずは、日々感じているご意見をお寄せください。

【当日の内容】 ※参考

【過去に取り扱ったテーマ】

例) 子育て支援、クラスター火災対策、高齢者の見守り・居場所づくり、若者の地域活動への参加、空き地・空き家の活用、児童の見守り、ごみ問題、広域避難場所 等

※上記はあくまでも例を示しており、当日取り扱うテーマは応募のあったテーマを参考に決定する予定です。

～ご意見・ご質問募集～

地域・市政のことで、市民集会の中でテーマとして取り上げたい地域課題等を質問用紙に必要事項を記入し、7月31日(水)までに自治会などの所属団体又は茅ヶ崎市総務部市民自治推進課へご提出ください。チラシは、松浪コミセン、小和田公民館等に配架、まちぢから協議会HPにも掲載しています。松浪地区まちぢから協議会HP「<http://matunami.jimdo.com/>」

(なお、お寄せ頂きましたご意見・ご質問は、まちぢから協議会運営委員会において検討・仕分けを行い、内容によっては市民集会ではなく、別途対応させていただく場合もあります。)



松浪地区まちぢから協議会

茅ヶ崎市総務部市民自治推進課地域自治担当

住所 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 82-1111 FAX 87-8118

shiminijichi@city.chigasaki.kanagawa.jp

質問用紙は裏面

令和元年度市民集会についての基礎検討資料（案）

1 目的

地域課題の解決に向けて、地域の取り組み、行政の取り組みを共有し、「地域ができること」、「行政ができること」、「地域と行政が協働でできること」の観点で議論し、松浪地区の将来のビジョンについて意見交換を行う。

2 内容

事前質問を募集し、(防災対策分野、市民安全分野、生活環境分野、子ども育成分野、高齢福祉介護分野、産業振興分野等)の質問を取りまとめ、内容を検討する。(当日取り扱うテーマは基本的には全部。質問の量を見て調整。)

当日の内容については、質問書・回答書を参考にしながら、①地域からの質問、②市の回答、③意見交換を行う。

<過去に取り扱ったテーマ>

- ・クラスター火災対策について
- ・広域避難場所について
- ・危険ブロック塀について
- ・空き家・空き地の対応について
- ・公有地の活用、公園の整備、道路整備について
- ・子育て支援の取り組みについて

3

1. 市民集会のそもそもの目的は？

- (1) 地域住民同士の意見交換（それぞれの地域同士の取り組みの共有）
- (2) 地域課題の把握（地域住民にとって必要な市の施策とは）
- (3) 地域住民の意見を直接市へ伝える場
- (4) 地域課題を解決するために市と地域が一緒になり考える場



最終的な目的は

地域課題の解決⇒よりよい松浪地区のまちづくりの推進

2. 市民集会はどのような場にすべきか

地域課題の本質について質の高い情報共有を行い、地域課題を解決していくために、地域と市は何をしていくべきかについての本質の議論を行い、今後のまちぢから協議会の運営委員会、部会等の活動に引き継ぎ、また、地域と市が互いに役割分担をし、住民相互の協働、地域と市の協働により課題を解決していく。

(1) 地域課題の正確な情報共有

事前に市民集会で取り扱う地域課題（テーマ）を募集し、応募のあった地域課題について、その地域課題の背景・原因等を検証し、情報共有のための情報整理を行う。

(2) 地域課題の本質について、多角的な視点での意見交換

市民集会により多くの地域住民の人が参加し、多様性のある意見交換を行う。様々な視点で議論した上で、地域課題の原因等について共有化を図り、地域課題解決のために何をすべきかじっくりと時間をかけて意見交換を行う。

3. 平成30年度の市民集会の実施報告等

(1) 目的

松浪地区の地域課題の解決のために、松浪地区全体で地域課題の情報共有を行い、「地域ができること」、「市ができること」、「地域と市が協働でできること」についての観点で意見交換を行い、今後の松浪地区まちぢから協議会の運営委員会、部会等の活動に繋げ、また、地域と市が互いに役割分担をし、住民相互の協働、地域と市の協働によるまちづくりを進めていく。

(2) 事前準備

- ①地域において、市民集会で取り扱うテーマ（地域課題）を事前に募集し、応募のあった地域課題を分野別に整理し、事前に市へ質問書を送付し、市からの事前回答をもらう。
- ②市民集会当日は事前質問のあったものをテーマに、市が分野別に回答する。質問者及び運営委員へ事前に回答を配布し、当日の進め方、議論を行う上で必要な資料作成等の事前調整を行う。

(3) 当日の進め方

- ①開会（ホール1・2）
- ②当日の進め方について（ホール1・2）
- ③全体で意見交換（ホール1・2）

テーマ毎に①地域からの質問、②市の回答、③意見交換の順で進める。

※質問内容や回答についてはスライドを用いて、地域課題について共有する。

※回答の内容を基に、意見交換を行う。
- ⑤閉会（ホール1・2）
- ⑥コミュニティカフェで懇親会（参加自由）

(4) スケジュール (参考)

| 実施予定日 | 会議の名称 | 主な内容等 | 備考 |
|----------|-------|---|----|
| 6月12日(水) | 役員会 | 市民集会の進め方及び内容の方向性を確定し、運営委員会へ提案 | |
| 6月19日(水) | 運営委員会 | 市民集会の進め方及び内容の確定 | |
| 6月19日(水) | | 市民集会で取り扱うテーマ(地域課題)を募集(自治会回覧担当者へチラシの発送) ※7/1回覧 | |
| 7月10日(水) | 役員会 | 地域から提案のあったテーマ(地域課題)を精査 | |
| 7月17日(水) | 運営委員会 | 地域から提案のあったテーマ(地域課題)を確定 | |
| 7月末 | | 市民集会で取り扱うテーマ(地域課題)地域別切 | |
| 8月上旬 | | 地域から行政へテーマ(地域課題)要望書に対する回答を依頼 | |
| 8月14日(水) | 役員会 | 当日の進め方、テーマ(地域課題)について検討 | |
| 8月21日(水) | 運営委員会 | 当日の進め方、テーマ(地域課題)について検討、決定及び調整 | |
| 8月中旬 | | 市民集会実施の周知(自治会回覧担当者へチラシの発送) | |
| 8月下旬 | | 行政から地域へテーマ(地域課題)要望書に対する回答書 | |
| 9月上旬 | 臨時役員会 | 当日の進め方、回答確認 | |
| 9月14日(土) | 市民集会 | 市民集会実施(13時30分～) | |

※地区が希望する回答書受理日の1か月前までに市民相談課に質問用紙を提出すること。

4. 令和元年度の実施方法について

平成28～30年度の実施結果の課題を精査し、令和元年度の実施方法について検討する。

松浪コミュニティセンター

開館5周年記念式典及びコミセンまつりについて

日 程：令和元年10月6日（日）

会 場：松浪コミュニティセンター

内 容：松浪コミセン創立5周年記念式典を企画
同時にコミセン利用者によるパフォーマンスや近隣自治会による模擬店など

主 催：松浪地区まちぢから協議会（松浪コミュニティセンター管理運営委員会）
※開館5周年実行委員会（自治会長2名、諸団体2名）の形式で進めていく

予 算：関連経費として市よりコミセン委託料へ100万円の計上あり

その他：例年、10月第一日曜日に各地区体育祭が開催されている